

住宅ローン減税(増改築)

- ①確定申告書
- ②(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書



- ③住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
家屋の持ち分を共有している方は、それぞれが所定の書類を提出して確定申告をします。
- ④工事完了後の家屋の登記事項証明書
- ⑤工事請負契約書の写し
- ⑥補助金等の額が明らかな書類(補助金等を受けている場合)
- ⑦増改築等工事証明書
(発行者の建築士の免許証の写し又は免許証明書を添付)



※第1号工事に限り、増築、改築、大規模な修繕又は大規模な模様替えのうち、建築確認を伴うリフォームの場合は、申告の際に「確認済証」の写し又は「検査済証」の写しを提出すれば「増改築等工事証明書」は不要です。

など